

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-6-23 H26-5-29 H25-12-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	28	公開内容の検討について		
区 分	Ⅲ－ B			
関連条例内容	<p>(政務活動費の執行及び公開)</p> <p>第15条 会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>			
検討内容	・ 詳細な報告の検討について（会計帳簿）			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 第15条3項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならないと規程。 22年12月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。 あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに、現在の収支報告書だけの公表から、新たに会計帳簿の公表について検討。（県下13市の調査が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 第21回検討部会において、ホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.5.29） 代表者会議にてホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.6.13） 平成26年6月23日よりホームページにて公開。 	